

WEEE 指令に伴う製品へのマーク表示に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび当社 FA 製品において、欧州 WEEE 指令に対応した表示を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. WEEE 指令の概要

電気電子機器廃棄物指令 (Directive on Waste Electrical and Electronic Equipment : WEEE 指令) は、WEEE (電気電子機器廃棄物) の発生を抑制し、再利用やリサイクルを促進して廃棄される WEEE の量を削減することを目的とし、EU 加盟国および生産者に WEEE の回収・リサイクルシステムの構築・費用負担を義務付けています。

(1) 対象製品 (※指令上で除外されている製品を除くすべての電気電子機器(EEE)が対象。)

1. 熱交換機器
2. スクリーン、モニタ、及び 100 cm² よりも大きい面積のスクリーンを持つ機器
3. ランプ
4. 大型機器
5. 小型機器
6. 小型 IT/通信機器 (外形寸法が 50 cm を超えないもの)

(2) 生産者/輸入者の義務

生産者に対する主な要求事項は、①EU 加盟国の所轄当局への登録、②WEEE 処理システムの構築、③再利用、解体、リカバリーを考慮した製品設計、④製品へのシンボルマークの表示になります。

2. 当社対象製品の対応

製品本体にシンボルマーク (右記※¹) を表示します。

※¹ 製品サイズや機能の特性上、「crossed out wheeled bin」シンボルマークのみの表示とする場合や、「crossed out wheeled bin」を簡易シンボルマークの表示にて対応する場合がございます。また、製品上にシンボルマークの表示が困難な場合は、取扱説明書等に表示する場合がございます。

現在、順次対応を進めておりますが、弊社対応製品・切替時期につきましては、今後、製品毎に発行されるセールスとサービス等をご参照ください。

なお、お客様向けご案内資料等が発行されていない製品、および本件に関するお問い合わせは、弊社営業拠点またはお取引のある商社様までご照会ください。

「crossed out wheeled bin」
シンボルマーク



2005年8月13日以降に
EU加盟国に輸入したことを示す表示

【シンボルマークの説明】

このシンボルマークは、EU加盟国のみを対象にしており、WEEE指令(2012/19/EU)の第14条および附属書IXに準拠し、使用済みの電気電子機器を家庭ごみとは別に廃棄する必要があることを意味しています。

3. 対象製品

一部の製品※²を除く、すべての当社 FA 製品。

※² WEEE 指令(2012/19/EU)の第2条で適用範囲から除外される大型固定式設備、大型据付式生産機械およびその機器の一部として専用に設計された機器。

4. EU 各国へ輸出されるお客様

弊社製品を EU 各国へ輸出される場合は、お客様 (EU 域内の輸入者様) 等にて、WEEE 指令への対応 (製品登録、販売量報告など) が必要となる場合がございます。

以上